

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成26年6月27日(金)

開会 午前 9時45分

閉会 午前 11時05分

2. 会 場 みよしまちづくりセンター 2階 会議室

3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子
教 育 長 児 玉 一 基

4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 出 口 康 子
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子
社 会 教 育 課 主 任 官 西 美 裕

5. 議事日程

(1) 議案第18号 三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について

(2) 報告1 三次市公立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に関する要綱の制定について

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長の挨拶をお願いします。

沖田委員長 ー挨拶ー

社会教育課長 委員長に進行をお願いします。

沖田委員長 それでは、教育長報告をお願いします。

児玉委員(教育長) まず、社会教育課関係について報告する。平成26年6月25日に門田敦盛

古墳群発掘調査について期限を守らず着手という見出しで中国新聞に記事が掲載された。文化財保護法第92条第1項に定められた「届け出から30日」の期間に対するチェックが教育委員会事務局としてできていなかった。みなさんに大変迷惑をおかけした。深くお詫びを申し上げたい。門田敦盛古墳群発掘調査について、後ほど事務局から経過や課題、今後の取組について詳細に報告させていただく。

次に、学校教育課関係について報告する。通学区域自由化に関するアンケート調査について、6月16日(月)を回収期限とし、市内小・中学校及び保育所、幼稚園にアンケートの保護者配布及び回収をお願いし、現在、回収を完了し、集計作業をしている。来週中には、集約、分析を終える予定である。関係者の聞き取りについて、学校長に対しては、校長会役員会で意見集約方法について協議し、7月8日開催の定例校長会で意見集約を願えばと思っている。また、自治組織連合会や保護者会への意見聴取についても、時期、手法等を各役員の方と協議し、7月中をめどに実施したいと考えている。これらを踏まえ、事務局で今後の通学区域自由化制度の在り方についてのたたき台を作成し、教育委員会会議でお示しする中でご審議いただき、9月中には結論を出せるよう作業を進めていく。

三良坂小中一貫教育校の校章デザインの選定については、6月6日から6月20日に町民投票を実施し、三良坂町内小・中学校の児童生徒の意見集約をし、6月30日開催の三良坂小中一貫教育推進協議会全体会でデザイン候補1点を選定し、直近の教育委員会会議で決定をいただく。

校歌作成については、三良坂出身のヴィオラ奏者 沖田孝司氏に6月8日(日)みわ文化センターホールで開催された『マイ・ハート・コンサート』開演前に時間をいただき作詞作曲を依頼し承諾をいただいた。

社会教育課長 三次市農業交流連携拠点施設建設工事に伴う発掘調査について、平成26年5月29日文化財保護委員会が開催され、委員長から埋蔵文化財の取扱に関する提言がされた。内容は、文化財保護法第92条第1項の適用について調査主体者が三次市教育委員会へ発掘調査届出を提出する時期が、発掘調査を開始する30日前までに提出する必要があるが、遵守されていないのではないか、発掘調査時の管理・監督は、県からの権限移譲の条件を満たす調査経験のある職員があたらなければならないが、実際はどのようになっているのか、平成17年度の埋蔵文化財の権限移譲後、移譲の条件を満たしていない

ことについてどのように考えるのか、6月中に再度文化財保護委員会を開催し、今回の経緯及び今後の体制整備計画や関連資料を提出していただきたいとのことであった。文化財保護法第92条第1項では30日前までに調査主体者が「発掘調査の届出」を提出することとなっているが、提出時に教育委員会としては、この期限について指摘すべきであった。実際の発掘調査は、三次市教育委員会から調査主体者へ調査の実施について5月7日に通知すると同時に開始している。これは調査主体者と事前に十分な打ち合わせをしているため、事務手続き上、指示の日付と開始日が重なったものである。三次市教育委員会が調査主体者の組織体制、適正性や実績等と照らし合わせ、調査主体者は適切であると判断したため、調査の着手を指示した。文化財保護法第92条第1項の「30日」の意味するところとしては、30日あれば調査主体者が発掘調査を行う団体として適切であるかの判断が可能で、不適切な場合は調査主体者の変更が可能な期間として設定されている。すなわち、実際の調査開始時期が提出日から30日未満であっても、調査主体者が適切であり、調査の準備が整っており、教育委員会の指示があれば、発掘調査の開始は可能である。

広島県教育委員会文化財課は、5月7日に調査が始まると連絡を受け、その確認と指導のために三次市教育委員会を急ぎよ訪問された。6月2日にも文化財保護委員会の内容とこれまでの経緯を確認するため、三次市教育委員会を訪問され、文化庁へ内容を報告された。文化庁からは「今回の問題は広島県教育委員会と三次市教育委員会の権限移譲に係る問題であるので、十分協議して対応すること」という回答が広島県教育委員会に対してあった。

教育次長 一昨日は6月定例議会の最終日で、2人の議員から文化財保護委員長の指摘と同様に、法令違反ではないのかとの質問と経緯の説明を求められた。答弁については先ほど社会教育課長が話したとおりである。三次市教育委員会事務局のチェック漏れが一番大きな問題であり、このことについては深く反省している。発掘調査については充分業者等について確認し、指示をし、現在まで適正に行われている。

小根森委員 2名の非常勤特別職は今回のことにおいて、どのような働きをしたのか。

社会教育課長 現場に派遣して調査の支援をさせている。

教育次長 文化財担当は正規職員が1名、非常勤特別職が2名いる。3人に文化財保護法第92条についての認識は低かった。

- 児玉教育委員（教育長） 担当者が判断できなかつたときに、係長や課長がチェックするという組織的な対応ができていなかった。このような教育委員会事務局の体制は反省すべきであると考える。
- 小根森委員 三次市には古墳が多い。そして、いつ見つかるか分からない。事務局の職員は人事異動があるため、専門的に採用した職員は、きちんと手続き等分かる方が必要である。継続的な組織づくりをしっかりと行っていただきたい。
- 沖田委員長 文化財保護法は文化財に携わる者にとって、バイブルである。初歩的なミスであると思われても仕方がない。5月7日に調査指示を出しているが、その時点で調査開始時期が提出日から30日未満であっても、調査主体者が適切であって、調査の準備が整っており、教育委員会の指示があれば、発掘調査は可能であるとの認識はあったのか。それとも後で分かったのか。県からの権限移譲にあたり、財政的な措置等があったのか。三次市は文化財が潤沢にある。このことに対する姿勢を基本に戻って考える必要がある。
- 児玉教育委員（教育長） 平成27年度に向けて、体制整備をする方向で取り組んでいきたい。
- 社会教育課長 5月7日に県教育委員会文化財課の職員が当市を訪問され、30日前までに提出されていないと指摘を受け、初めて気が付いた。30日を割り込んで着手することが法律的に問題ないと知っていて指示を出した訳ではない。準備が整っているから指示を出した。権限移譲に関しては、県から交付金が出ている。
- 小根森委員 今後、門田敦盛古墳はどうするのか。形を残して、観光等に活用していただきたい。
- 児玉教育委員（教育長） 今後価値を検討して、文化財保護委員のみなさんや県と相談し、教育委員会の中で決定していきたい。
- 土井委員 文化財保護委員のみなさんの意見をしっかりと参考にしていただきたい。
- 教育次長 重要な遺跡であると判断した場合、この古墳の取扱について、教育委員会から文化財保護委員会へ諮問し、答申をいただき、教育委員会で審議していただく。もちろん県や文化庁とも協議し、事務局で判断材料を用意していく。
- 藤原委員 文化財保護委員長の提言で、権限移譲の条件を満たしていないとあったが、それは正規職員が配置されていないということか。
- 社会教育課長 基本的には正規の専門職が配置されていないということである。
- 藤原委員 これまでの古墳調査で、文化財保護法第92条の問題はなかったのか。
- 社会教育課長 民間への委託について文化財保護法第92条が適用されるが、これまでは民

間へ委託することはほとんどなかった。平成22年度に1回民間に委託したことがある。

小根森委員 専門員の任命について、今後どのように考えるのか。

児玉教育委員（教育長） そのことも含めて平成27年度以降、体制整備について検討している。

藤原委員 小根森委員がおっしゃったように、残せる手法があれば、古墳を残していただきたい。

沖田委員長 現地説明会や見学会の予定はあるのか。

社会教育課長 予定している。調査主体者と協議をして日程を調整したい。

小根森委員 子どもに見学してもらうようなツアー等計画ができないか。

社会教育課長 できるだけ小中学生に見てもらえるような機会を作りたいと考えている。

沖田委員長 それでは、議案第18号三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付課長 この議案は、三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について提案するものである。広島県教育委員会が定めた自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正に伴い改正する。県では「自家用車公務使用・生徒同乗承認簿」（様式第2号）の改正を行った。また、教員特殊業務に従事する際に作成する計画書に、承認簿と同じ内容が含まれる場合は、承認簿の作成を省略できることとされた。これを受け、本市小中学校の県費教職員についても同様の取扱にしようとするものである。

沖田委員長 承認簿を省略することができることとなった理由を教えてください。

教育委員会事務局付課長 業務改善の一例である。

小根森委員 自家用車を使用し、もしものことがあった場合は、先生が個人で加入している任意保険で対応するのか。

教育委員会事務局付課長 そのとおりである。

土井委員 個人の保険だけでは補償できない場合はどうするのか。

教育委員会事務局付課長 三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱第10条第2項第1号に「自賠責保険及び任意保険を利用して解決することを原則とする」とある。そして第2号に「前号によって解決できない場合には、公用車の例に準じて三次市が賠償する」と規定している。

土井委員 自家用車は便利であるが、公用車をしっかり活用し、公用車を自家用車と同じくらい便利な使い方ができるように考えていただきたい。

教育委員会事務局付課長 子どもの安心・安全は何よりも優先すべきことである。自家用車を公務使用できるとは言え、三次市の公用車を利用することや、計画的に予算をたてていただくなど、より安心な形での交流等を行えるよう次年度に向けて検討していきたい。

沖田委員長 自家用車の公務使用の許可は慎重にしていきたい。

藤原委員 マイクロ的な公用車はあるか。

学校教育課長 昔はマイクロバスがあったが、現在はない。大きいものとしては、8人乗りのワゴン車がある。

沖田委員長 要綱の一部改正について異議はないか。

委員一同 一異議なし

沖田委員長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付課長 一三次市公立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に関する要綱の制定について一

沖田委員長 医師や弁護士等を「いじめ防止委員会」に位置づけている学校は多いのか。

教育委員会事務局付課長 数校である。

小根森委員 医師等の選定はすでにしているのか。

教育委員会事務局付課長 教育委員会としての選定はしていない。学校の実態に応じて選定できるように考えている。

沖田委員長 主体は学校であるが、教育委員会で一定のリスト等を持っておいてもよいのではないか。

教育委員会事務局付課長 学校から相談があった場合、対応できるよう準備をしておきたい。

沖田委員長 これをもって本日の会議を終了する。